平成２９年（フ）第２２０７号
東京都稲城市坂浜2856－８
債務者　向井　裕司
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２１０号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目54－２－309
債務者　福屋　賀子（旧姓中村・星野）
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２３４号
東京都調布市菊野台３丁目27－５　カントリーハウスＭ・Ｋ202
債務者　大塚　豪太
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２４４号
東京都練馬区貫井３丁目40－９－105
債務者　肥後　重雄
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２４５号
東京都大田区上池台１丁目46－10　コート上池台　西棟
債務者　福嶋　圭治
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９号
静岡市葵区春日３丁目１番７－104号
債務者　海野　真実
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９３号
岡山市北区津島東２丁目７番13－５号、旧住所岡山市北区寿町６番８号レジデンス石井203号室
債務者　岸本　浩希
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５号
岡山市中区関139番地
債務者　森下　好清
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９６号
岡山市中区関139番地
債務者　森下　増子
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１５０号
長野市丹波島２丁目８番地20
破産者　有限会社アーネスト
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
千葉県茂原市茂原640番地10（時の村きさらぎ館401号）
破産者　亡櫻井ツヤ子相続財産
１　決定年月日　平成29年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
岐阜市芥見東山３番３号
破産者　株式会社ハピネスタイル
１　決定年月日　平成29年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
北九州市八幡西区三ケ森４丁目８番８号
破産者　株式会社日生ハピネット
１　決定年月日　平成29年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８３号
静岡県磐田市立野873番地１
破産者　株式会社７－Ｏ－ＢＲＩＤＧＥ
１　決定年月日　平成29年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
大阪府大阪市住之江区中加賀屋３－11－６、破産手続開始決定時の住所大阪府大阪市中央区瓦町１丁目５番10号　401
破産者　大橋　道弘
１　決定年月日　平成29年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
静岡県賀茂郡松崎町岩地字星山258番地
破産者　有限会社東丸企画
１　決定年月日　平成29年３月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第５３１号
福岡市西区戸切３丁目1036番地１
破産者　ハマダ創研株式会社
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６２２号
福岡県筑紫野市大字永岡948番地１
破産者　株式会社キューテック
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６４２号
北九州市八幡西区茶屋の原２丁目４番10号
破産者　株式会社食健ファミリア
１　決定年月日　平成29年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部